

草津市「くさつ健幸ステーション」推進事業実施ガイドライン

1 目的

市民や草津市を訪れる方が、自らの健康状態や健幸情報について知りつつ、地域住民等と交流を図りながら自らの健幸づくりを進めていくことができる施設を「くさつ健幸ステーション」として登録し、健幸都市づくりを推進していくことを目的とする。

2 登録対象施設

市内の公共施設及び民間施設で、不特定多数の方が利用できる施設とする。

3 登録基準

くさつ健幸ステーションとして登録できる施設は、(1)(2)の条件を満たし、安全面と衛生面に配慮された施設とする。なお、(3)(4)(5)は任意とする。

(1) 健康測定機器の設置

血圧計や体重計等の健康測定機器が設置されている。

(2) 健幸情報を発信する場の設置

健幸都市関連やその他の健幸関連情報のチラシ等が設置されている。

(3) 健康増進機器の設置

健康増進やフレイル予防に資する機器が設置されている。

(4) 市民活動や交流の場の提供

市民が交流できる空間（机や椅子等が設置された空間）がある。

(5) 健幸相談員の配置

利用者が健幸づくりについて相談できる保健師や栄養士等が配置されている。

4 登録方法

くさつ健幸ステーションとして登録を希望する施設管理者は、くさつ健幸ステーション登録申請書(様式第1号)を市長に提出する。

市長は、登録申請書の提出があったときは審査を行い、登録基準を満たすと認めるときはくさつ健幸ステーションとして登録し、登録された施設の施設管理者（以下、「登録施設管理者」という。）にステッカーを交付する。

5 登録内容変更及び解除

登録した内容を変更、または登録を解除しようとする登録施設管理者は、くさつ健幸ステーション登録内容変更・解除届(様式第2号)を市長に提出する。

また、市長は登録基準を満たさないことが明らかになったとき、またはくさつ健幸ステーションとして適当でないことを認めるときは、登録を解除することができる。

6 施設の管理及び利用の制限等

- (1) くさつ健幸ステーションは登録施設管理者の責任において管理する。
- (2) 登録施設管理者は次のいずれかに該当する場合は、くさつ健幸ステーションの利用を制限し、または利用者に退去を命ずるなど必要な措置を講ずるものとする。
 - ① 安全性の確保や適正な衛生管理を行う上で、重大な支障があると認められるとき
 - ② 利用者が登録施設管理者の指示に従わなかったとき
 - ③ 臨時的に施設を休業するとき
 - ④ その他、施設管理上の支障があるとき

7 表示

登録施設管理者は、施設の出入口その他利用者の目につきやすい場所に、交付を受けたステッカーを表示して管理する。ステッカーその他掲示等は、提供サービスや提供場所がわかりやすいように表示する。

8 広報

市は、市のホームページや刊行物への掲載等により、市民に広く周知する。

9 実施状況報告等

市長は、登録施設管理者に対して、必要に応じて実施状況について報告を求めることができる。また、市長は、必要に応じて登録施設の現状を確認することができる。

10 個人情報の保護（利用時に氏名等を特定する施設のみ）

- (1) 登録施設管理者は、個人情報（草津市個人情報保護条例(平成18年草津市条例第1号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、本事業の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に扱わなければならない。
- (2) 前項の取り扱いに当たっては、個人情報保護法や草津市個人情報保護条例など関係法令を順守しなければならない。

11 委任

このガイドラインに定めるもののほか、くさつ健幸ステーション設置推進事業実施にあたり必要な事項は市長が別に定める。

附 則

このガイドラインは、令和元年10月1日から施行する。